

令和8年度 玉野市防犯灯支援事業補助金【概要】

補助金の目的

犯罪や交通事故を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯灯のLED化等を行う自治会・町内会等に対して、その費用の一部を補助します。

補助対象団体 自治会、町内会等の市内コミュニティ組織

補助の内容 ①既存の蛍光灯からLED灯への更新
②既存のLED灯の更新（「故障」や「経年劣化」による更新）
※新規の設置については、補助の対象となりません。
※②については、「故障」の場合が優先されます。

補助対象経費 ・LED灯購入費
・LED灯の設置費用（取付工事費、取付バンド代、取り替える防犯灯の撤去・処分費）
・各種申請手数料（中国電力申請費等）

補助上限額 1灯あたり15,000円

補助上限灯数 1団体、1年度当たり20灯

対象となる防犯灯 防犯灯の種類

【必須】光源寿命：60,000時間以上（光束維持率75%）

点滅方式：自動点滅方式

【推奨】消費電力：20ワット以下

照度基準：水平面照度3ルクス（クラスB）以上

自動点滅器又は照度センサーの寿命：6,000回以上

（公社）日本防犯設備協会の優良防犯機器認定（RBSSマーク）製品



照明範囲

原則、市道を照明するもの

補助金申請から交付までのながれ(概要)

令和8年3月16日（月）～ 令和9年1月29日（金）	団体→市	①事前相談 ※補助金交付書類の作成支援を行いますので、市協働・交通政策課又は各市民センターへご相談ください。
令和8年6月1日（月）～ 令和9年1月29日（金）	団体→市	②補助金交付申請書等を市協働・交通政策課又は各市民センターへ提出 ※紙ベースで提出してください。
②の交付申請後	市→団体	③補助金交付の決定 ※補助金交付決定前に工事に着手したものは、補助の対象となりません。
～令和9年2月12日（金） ※期限厳守	団体	④LED灯取替工事着手・完了
	団体→市	⑤補助金実績報告書等を市協働・交通政策課又は各市民センターへ提出
⑤の実績報告後	市→団体	⑥補助金の交付（概算払いの場合は、③と同時に交付）

申請時に必要な書類

①補助金交付申請書《所定の様式あり》

※令和8年6月1日（月）から市協働・交通政策課、各市民センター又は市HPで取得可。

②工事予定防犯灯一覧《所定の様式あり》

※令和8年3月16日（月）から市協働・交通政策課、各市民センター又は市HPで取得可。

③見積書の写し（LED灯購入費、設置費及び各種申請手数料に係るもの）

④設置する防犯灯のカタログ等の写し（光源寿命等の仕様を満たしていることがわかるもの）

⑤防犯灯の位置図（事前相談時に、市又は各市民センターで作成します。）

⑥既存の防犯灯が地区の所有と分かる書類（電力会社が発行する「公衆街路灯A取付場所一覧表」又は「電気代の請求書」又は「電気代の引き落とし通帳の写し」等）

⑦工事前の写真（※1）（①既存の防犯灯が大きく写っているもの、②電柱番号（※2）がわかるもの、③既存の防犯灯が周囲の建物等と共に写っているもの）

※1 市土木課作成の防犯灯一覧に登録されている場合は不要。（市又は市民センターで確認可。）

※2 電柱と電話柱が一体となっている柱の場合は、柱の上側に記載されている番号。なお、防犯灯専用柱の場合は引込柱番号がわかるもの。

実績報告時に必要な書類

①補助金実績報告書《所定の様式あり》

②領収書の写し

③工事後の写真（①取替後の防犯灯が大きく写っているもの、②取替後の防犯灯が周囲の建物等と共に写っているもの）

④補助金交付請求書《所定の様式あり》

⑤振込口座の通帳の写し

⑥委任状（振込口座に町内会の名称が含まれない場合のみ）《所定の様式あり》

<注意事項>

- ・青色防犯灯、人感センサー付き防犯灯、手元スイッチで入り切りできる防犯灯は補助対象外です。
- ・予算に限りがあるため、申請多数の場合は灯数を調整させていただくことがあります。
- ・蛍光灯からLED灯への取替にあたっては、設置場所周辺の方々へ十分ご説明いただき、自治会・町内会の総意として取替を検討してください。市では防犯灯取替後のトラブルには対応できません。
- ・自治会・町内会の資金計画に過度な負担が生じないように、資力に見合った可能な範囲での取替をお願いします。なお、補助金は概算払いも可能です。
- ・取り替え後の防犯灯の維持管理費は、自治会・町内会のご負担になります。
- ・補助額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。
- ・補助金の受取方法は口座振込のみとなります。
- ・令和9年2月12日（金）までに実績報告書を提出してください。提出が遅れた場合、補助金が交付できない場合があります。

<お問い合わせ先>

玉野市 地域振興部 協働・交通政策課（玉野市役所2階）

午前8時30分～午後5時15分（土日祝、年末年始除く）

電話：32-5567 FAX：32-5559 メール：kyoudou@city.tamano.lg.jp

※申請様式は、市HPからも取得可能です。

